

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会次世代を担う子ども達の支援検討委員会設置規程

平成27年4月1日

規程 第113号

(目的)

第1条 この規程は、次世代を担う子ども達の貧困等の社会問題に対する課題解決のために組織する「次世代を担う子ども達の支援検討委員会」の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関し、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ検討内容を答申する他、必要な事項に関し、調査及び検討する。

- (1) 次世代を担う子ども達の現状把握に関する事
- (2) 次世代を担う子ども達への地域福祉活動による支援に関する事
- (3) 目的達成のための関係機関との連携に関する事
- (4) その他、会長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる区分のうちから、それぞれ若干名を社会福祉法人三芳町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 理事
- (2) 評議員
- (3) 行政の職員
- (4) 学校関係者
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 主任児童委員
- (7) 福祉委員
- (8) 学識経験者
- (9) 地域活動実践者
- (10) その他、会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が召集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、三芳町社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。